

鯖江市農業委員会第5回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年5月28日（火）
午後1時30分開会
午後2時58分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第27号 農地法第3条の許可申請審議について
 - (2) 議案第28号 農地法第5条の許可申請審議について
 - (3) 議案第29号 農用地利用集積計画の意見審議について
 - (4) 議案第30号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について
 - (5) 議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）について
 - (6) 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正について
- 4 報告事項
- (1) 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 4番 窪田善一郎委員 7番 鷺田晴美委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、
西森書記、山本書記

午後1時30分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長

ただいまから5月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。
まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、4番 窪田善一郎 委員、7番 鷺田 晴美 委員
にお願いします。

議長

次に、各部会から5月部会の報告を願います。
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。

3番
笠嶋委員

5月の農政部会の報告をいたします。
5月23日、木曜日、副部会長ほか3名が出席して、農政部会を開催しました。
協議事項としまして、議案第29号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第30号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について、議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正について、協議しました。協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2番
水嶋委員

5月の農地調整部会の報告をいたします。
5月24日 金曜日、わたしほか6名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から河野委員と北川委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。
審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。
それでは次に議事に入ります。
まず始めに、議案第27号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（和田町）

（概要と目的）

本申請は、勝山市に住んでいる譲受人が和田町にある空き家を取得し、今回住宅近隣の農地の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地（38番）は、東側、南側および北側は畑、西側は市道と接しております。

申請地（40番）は、東側、南側は畑、西側、北側は道と接しております。

申請地（174番）は、東側、北側は、宅地、西側、南側は山林と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

3条申請番号2（下新庄町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地（57番）は、東側、西側は田、南側は用悪水路、北側は公衆用道路と接しております。

申請地（58番）は、東側、北側は公衆用道路、西側は57番の田、南側は用悪水路と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号3（南井町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が隣地農地の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は宅地と畑、西側、北側は宅地、南側は公衆

用道路と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

3条申請番号4(五郎丸町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が贈与の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地と畑、西側は公衆用道路、北側は申請者の畑、南側は宅地と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番
水嶋委員

議案第27号 農地法第3条の許可申請審議について
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第27号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、議案第28号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1(上鯖江一丁目)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲4区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地（1207番）は、東側は田、西側、南側は市道、北側は申請地の1208番田と接しています。

申請地（1208番）は、東側は田、西側、北側は市道、南側は1207番の田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。
関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種低層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

東側の隣接農地にL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号2（上鯖江一丁目）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲4区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地（1406番）は、東側は田、西側は宅地、南側は市道、北側は申請1410番の田と接しています。

申請地（1410番）は、東側は田、西側は宅地、南側は1406番の田、北側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。
関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種低層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

東側の隣接農地にL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号3（糺町）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲10区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は田、西側は宅地、北側は公衆用道路、南側は水路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。
関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側と南側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号4 (吉江町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲4区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側、北側は公衆用道路、南側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

南側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号5 (舟津町4丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田の使用貸借権を設定するものです。

譲受人と譲渡人は、孫と祖父の関係。

(申請地および近隣状況)

申請地(307番)は、東側は田、西側は宅地、南側は公衆用道路、北側は申請314番と315番の田と接しています。

申請地(314番、315番)は、東側は田、西側は畑、南側は申請307番の田、北側は公衆用道路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

307番と隣接する東側との境界にはL型擁壁するため、土砂流出はありません。

315番と隣接する東側の境界にはL型擁壁するため、土砂流出はありません。

申請地314番の西側の隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。315番と307番の東側の隣接農地は、譲渡人の田です。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番
水嶋委員 議案第28号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第28号 農地法第5条の許可申請審議について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第28号 農地法第5条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第29号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第29号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番 笠嶋委員	議案第 29 号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	(質疑応答)
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第 29 号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、議案第 29 号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。
議長	次に、議案第 30 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(議案第 30 号について説明)
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
3 番 笠嶋委員	議案第 30 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正につきまして、3 年後や 10 年後と目標を定めているが、どのような考えのもとかとの質問があり、今回審議いただく議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想に基づいている、との答弁がありました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	(質疑応答)

議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第30号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について、農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	賛成多数と認め、議案第30号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正については原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	（議案第31号について説明）
議長	農政部長の意見を、農政部長より願います。
3番 笠嶋委員	議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）につきまして、遊休農地の面積を農地パトロールなどを実施していく中で適切に把握していきたいと考えている、との答弁がありました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	（質疑応答）
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手

議長	賛成多数と認め、議案第31号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正について上程します。事務局から提案の説明をお願いします。
事務局	（議案第32号について説明）
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
3番 笠嶋委員	議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	（質疑応答）
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正について、農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	賛成多数と認め、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の一部改正については原案のとおり可決されました。
議長	次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	（報告第12～13号について説明）
議長	最後に事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	（連絡事項）

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 2 時 5 8 分閉会

署名

議長

委員

委員

鯖江市農業委員会 5月総会 出欠表

議席	氏名	出席	署名	欠席
1番	宮本美典			出席
2番	水嶋和夫			出席
3番	笠嶋伊三男			出席
4番	窪田善一郎	署名		出席
5番	佐々木一弥			欠席
6番	前田昭一			欠席
7番	鷲田晴美	署名		出席
8番	堀内章義			出席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野道弘			出席
12番	品川昌敏			出席
13番	福島定己			出席
14番	牧野義隆			欠席
15番	岩尾秀規			出席
16番	北川利榮			出席
17番	岡井善四郎			出席
18番	服部義和			出席